

2022 年 (令和 4 年) 7 月 21 日

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力株式会社 御 中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

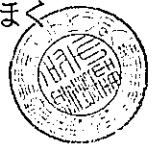
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘

電 話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



終 了 通 知 書

当団体から貴社に対する 2022 年 3 月 29 日付要請書兼照会書に対し、2022 年 5 月 25 日付ご回答書をいただきました。しかし、残念ながら、貴社の要請事項に対するご回答は、以下の理由により、いずれも不十分なものであると思料致します。

まず、要請事項 1 は、貴社の深夜機器割引終了が、定型約款変更について定めた民法第 548 条の 4 に基づき行われている以上、同条に定める要件を満たすか否かが問題になると考えることから、それが判断できるようご説明を頂くよう求めたものです。しかし、これに対する貴社のご回答は、「環境負荷軽減効果については、省エネ性能の高い機器へお取替えいただくことで、使用電力量の低減につながることであり、ひいては CO2 削減を図れるものと考えております」という従前同様の抽象的・一般的な説明に止まっており、環境負荷軽減のための深夜機器割引終了が必要であることについての説明になっておりません。当団体としては、貴社の約款変更が、民法第 548 条の 4 の要件を満たしているかについて、判断できないものと言わざるをえません。

要請事項 2 は、使用料のお知らせの有料・無料は契約の種類によって異なることや、規制料金プラン（例えば古くからの契約に多い従量電灯 B）の契約者は料金が発生しないことなどが分かりやすく説明されていない上、貴社が契約者に送付したダイレクトメール（「検針結果お知らせ方法のペーパーレス化およびログイン情報のご案内」）においても、既存契約者（特に規制料金プランの契約者）が、自分が書面

による郵送を希望した場合に有料になるのか、無料なのかが分かるような説明や記載がなされていない点を問題にするものであり、このままでは、自分が無料の対象者であることに気付かないまま費用負担を気にして郵送の申込ができない方がでてくることが予想されるなど消費者利益を害するものと考えことから、改めて説明するよう求めたものですが、これに対する貴社のご回答は、「規制料金プランについては、・・・書面による郵送を希望した場合においても、これまでと変わらずに費用が発生しないことから書面発送手数料については記載しておりません」というものでした。契約者に費用が発生しないことをきちんと知らせるべきだとの意見に対して、費用が発生しないから書面発送手数料については記載していない（記載しなくてよい）という回答になっており、本要請の趣旨・理由を理解していないと思われる内容です。

以上のように、今回のご回答も不十分なものであると考えますが、本事案に関する申入れ活動は、本書面をもちまして終了とさせていただきます。

これまでにやり取りさせていただいた文書につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に従って公表させていただきますことを申し添えます。

以 上